

子ども手当関係 別冊①

平成 23 年度子ども手当について

(目 次)

- 5 大臣合意 (平成 22 年 12 月 20) P 1
- 平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要 P 2
- 子ども手当の主な改善ポイント P 3
- 施設入所等子どもに関する対応について P 4
- 23 年度における子ども手当について P 5
- 平成 23 年度における子ども手当に係る費用負担について (予定) P 6
- 平成 23 年度子ども手当交付金の算定について (予定) P 7

平成 23 年 2 月 10 日(木)

雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1) 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - (2) 所得制限は設けない。
 - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
 - (6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - (7) 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - (8) 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - (9) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - (10) 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
- 3.及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

趣 旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概 要

- (1) 子ども手当の支給
 - ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
 - ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
 - ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。
- (2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)
- (3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。
- (4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。
- (5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。
- (6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。
- (7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

子ども手当の主な改善ポイント

支給額の改善

＜現行＞

＜中学校修了までの子ども1人につき＞

月額13,000円

＜平成23年度＞

＜3歳未満＞

月額20,000円

＜3歳以上中学校終了まで＞

月額13,000円

＜参考＞

●給付総額 2.3兆円→ 2.9兆円

手当を必要とする子どもに届く改善

＜現行＞

＜平成23年度＞

■子どもの居住地

国外でも支給

国内居住に限定(※)

(※留学中の場合などは除く)

●例えば、国外に住み続ける子どもについては支給しない

■施設に入っている場合

〔親がいないor親から虐待〕
支給されない(※)

〔親が監護している〕
親へ支給

すべての子どもについて
施設(設置者)へ支給

●例えば、虐待により施設に入っている子どもについても新たに支給する

(※22年度は「安心こども基金」から相当額を支給)

■両親が別居している場合

子どもの生活費を主に
負担している親へ支給

子どもと同居している
親に支給

●例えば、離婚協議中で両親が別居
→子どもと同居している親に支給する

地域の実情に合わせた改善

- 保育料や学校給食費などへ充当可能とする(学校給食費等は本人の同意が必要)。
- 地域独自の子育て支援サービス(現物サービス)や待機児童対策を実施するための交付金を新設。

施設入所等子どもに関する対応について

○児童養護施設等に入所した子どもの中には、親がいないケースや虐待等により強制入所したケースなど、子ども手当や児童手当による支援を受けられない者がおり、国会等でも問題とされたところ。

※ H22子ども手当法の検討規定：「児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

○H23子ども手当法案においては、子どもに着目して、国内に居住する子どもを極力制度の対象としていくという考え方の下に、児童養護施設に入所している子ども等についても、全て支給対象とする。

約40,000人(社会福祉施設等調査等)			
約11,000人(安心子ども基金の見込値)			
	①親のいない子ども	②強制入所の場合等の 親が監護生計要件を 満たしていない子ども	③それ以外の子ども (親が監護生計要件 を満たす場合のみ)
児童手当制度時	×	×	○(親へ支給)
平成22年度の対応	△(安心子ども基金 で施設へ支給)	△(安心子ども基金 で施設へ支給)	○(親へ支給)
			
今回の制度改正案	○(施設へ支給)	○(施設へ支給)	○(施設へ支給)

※対象施設等としては、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、救護施設、更正施設、婦人保護施設等を予定

23年度における子ども手当について

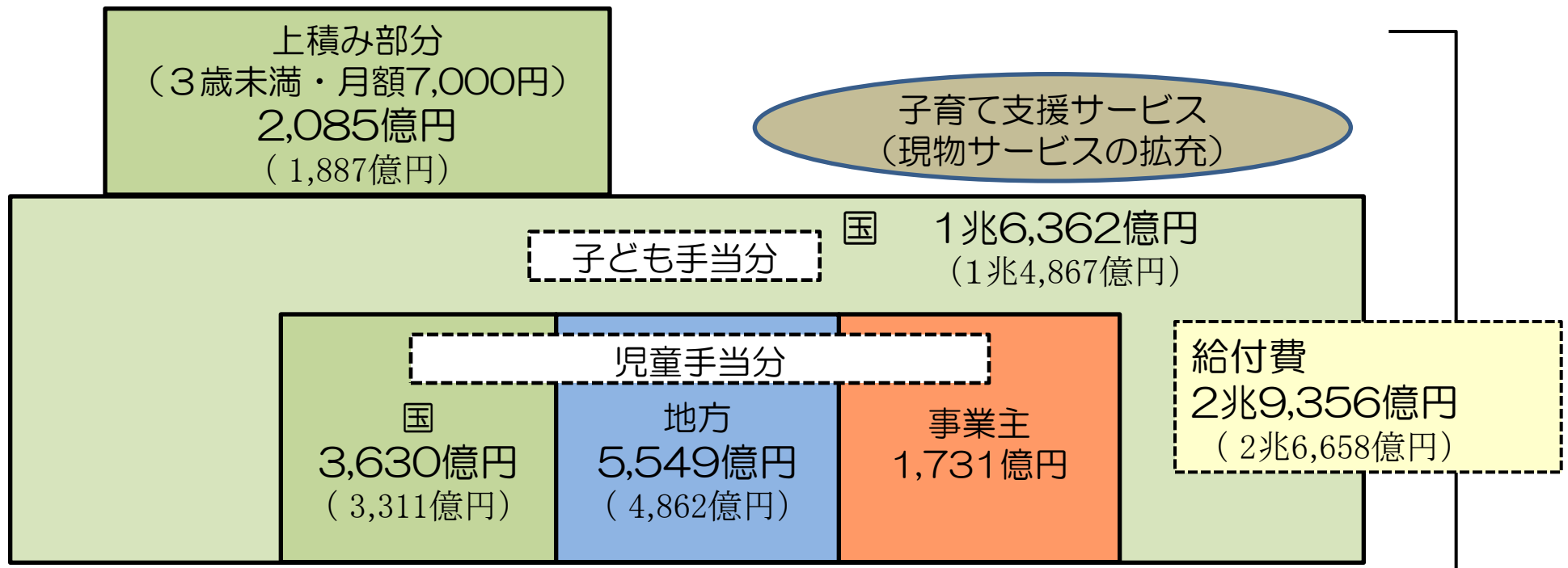
○子ども手当給付費

給付総額 2兆9,356億円

(内訳) 国負担分：2兆2,077億円、地方負担分：5,549億円、事業主負担分：1,731億円

※ 子ども手当に係る地方負担の増加分については特例交付金(2,038億円)を措置しており、それを加味した額。

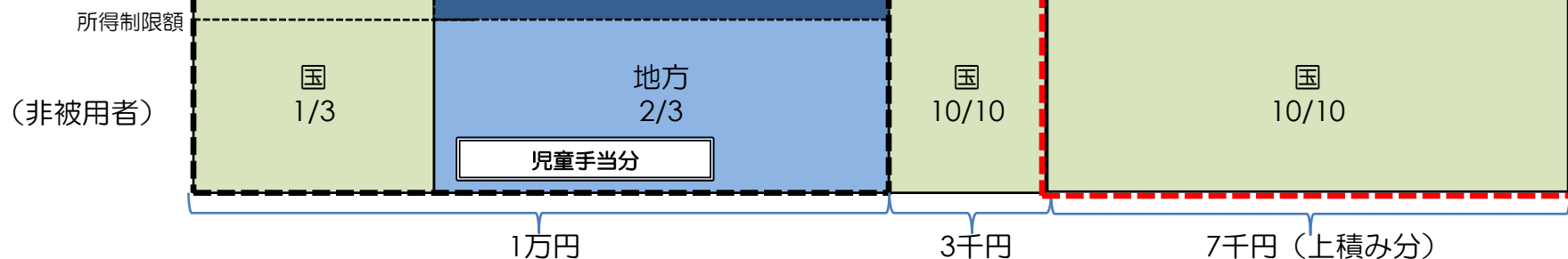
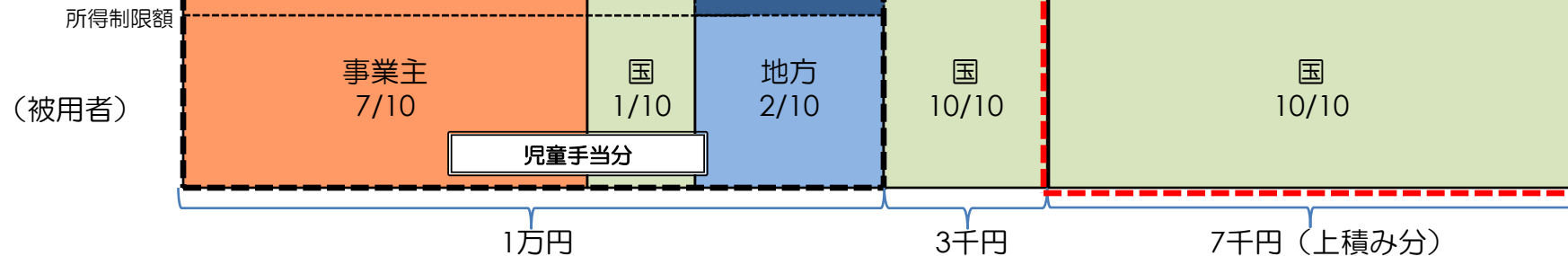
※ 自治体における子ども手当の支給に係る事務に必要な経費として、子ども手当市町村事務取扱交付金等99億円を措置。



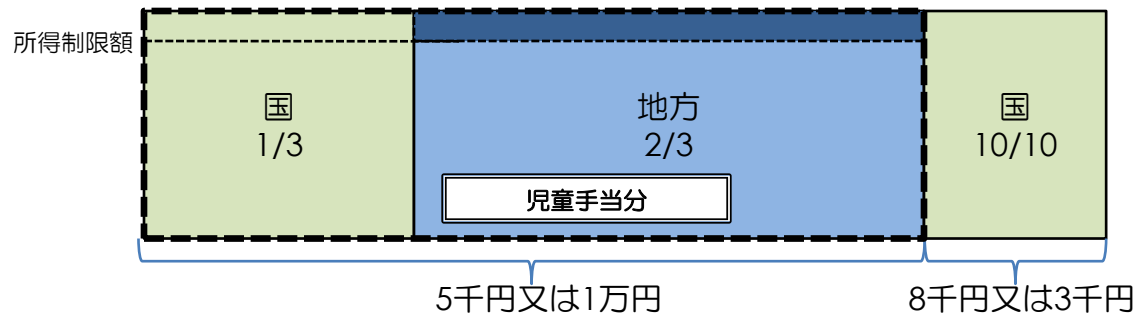
※ ()は公務員を含めない場合の金額。(国家公務員 560億円、地方公務員 2,138億円)

平成23年度における子ども手当に係る費用負担について（予定）

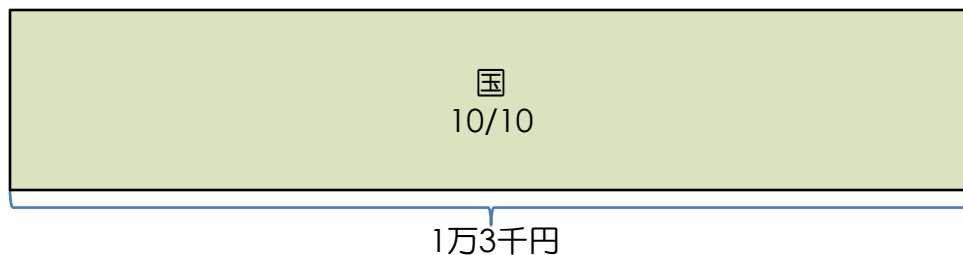
【0歳～3歳未満】



【3歳～小学校修了前】



【中学生】



平成22年度と同様、所得制限を設けないため、特例給付や所得制限超に係る者については、児童手当（又は小学校修了前特例給付）の費用負担割合を適用。これに伴う地方負担の増（左記の ■ 部分）を対象に、特例交付金を確保。（地方特例交付金については、上記のほか、地方公務員分の増分等を含め、2,038億円。）

平成 23 年度子ども手当交付金の算定について（予定）

市町村における子ども手当（3 歳未満については 2 万円、3 歳以上については 1 万 3 千円）の給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合を計算すると下表のとおりであり、国庫負担金（子ども手当交付金）は、次により算定することを予定。

国庫負担金（子ども手当交付金）（平成 23 年 4 月分～平成 24 年 1 月分の 10 か月分）

＝ 各々の支払対象児童数（0 歳～3 歳未満の支給対象児童数）×月額 2 万円×支払月数（10 か月）×費用負担の割合

＋各々の支払対象児童数（3 歳以上の支給対象児童数）×月額 1 万 3 千円×支払月数（10 か月）×費用負担の割合

※ 6 月期支払となる平成 23 年 2・3 月分については、平成 22 年度子ども手当交付金における費用負担の割合により算定。

支給対象児童		国	都道府県	市町村
0 歳～3 歳未満	被用者	18/20	1/20	1/20
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3 歳以上～ 小学校修了前	第 1 子・第 2 子	29/39	5/39	5/39
	第 3 子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	－	－

※上記の負担割合は、子ども手当の額（2 万円又は 1 万 3 千円）に占める負担割合を示したものであり、国の負担割合には、児童手当分とそれ以外の子ども手当分の負担が含まれる。

※所得制限の撤廃に伴い、特例給付の対象者及び所得制限超の者については、児童手当（小学校修了前特例給付）と同様の費用負担の割合を適用。

※0 歳～3 歳未満の被用者に係る国の負担部分については、事業主負担分が含まれる。

※上記には、地方公務員は含まれていない。

※児童福祉施設等に入所している子ども等への子ども手当については、親に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子ども（親がいない子ども、強制入所措置の子ども等）に係る費用は全額国庫負担。